

鳥取県①

1. 事業内容

担当課等	商工労働部 産業振興総室 TEL : 0857-26-7242 FAX : 0857-21-0609
助成事業名	・ものづくり事業化応援補助金

2. 助成事業の内容

助成対象者	(1)鳥取県に所在し、かつ鳥取県内で研究開発を行う、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条に規定する中小企業者 (2)前号に該当する者を中心に、県内外の企業、大学、高等専門学校、短期大学または公設試験研究機関により、3者以上で構成される共同研究グループ（ただし、構成員の2/3以上が前号に該当する者であること）
助成内容	○対象となる産業財産権 特許権、実用新案権、意匠権、商標権 ○補助・助成金の内容 事業化実現支援型の補助事業の補助対象経費として産業財産権導入費の一部を助成 ○制度を作った背景など 県内中小企業が行う、新たな製品および技術の開発による事業化を行うために必要な調査研究、技術開発、試作研究、試作改良、新製品開発および製品の生産・製造工程などに関する開発および技術的改善に向けた検討を支援する目的で制度を創設。
助成期間	・事業調査支援型 最長 12 か月間 ・事業化実現支援型 最長 24 か月間
助成金額、補助率	ア) 事業調査支援型 新規性および独自性のあるアイデアを事業化するために行う事業可能性調査や基礎的な調査研究 ・補助率 2/3 以内 ・補助額上限：500 千円/件（ただし3者以上で構成される共同研究グループの場合は1,000 千円/件） イ) 事業化実現支援型 新規性および独自性があり、事業化に向け行う、新製品、新技術開発に係る技術研究、試作、製品化に向けた改良、生産技術の研究等 ・補助率：2/3 以内 ・補助額上限：3,000 千円/件（ただし3者以上で構成される共同研究グループの場合は5,000 千円/件） ※県内の中小企業と広範な取引関係を持つ大手企業との取引（間接取引を含む）又は輸出入取引、輸出入関連企業との取引が一定以上あった中小企業の方で、売上高の減少や受注の減少等の要件を満たす場合。 ア) 事業調査支援型 ・補助率 3/4 以内 ・補助額上限：750 千円/件 イ) 事業化実現支援型 ・補助率：3/4 以内 ・補助額上限：4,500 千円/件
産業財産権の帰属	・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	ア) 事業調査支援型最長 2012年4月1日～2013年2月28日 イ) 事業化実現支援型 最長24か月間 2012年4月2日～2012年5月7日(終了) 2012年7月2日～2012年8月3日(終了) 2012年10月1日～2012年10月31日(終了) 2013年1月7日～2013年2月8日
審査(選考)方法	・鳥取県商工労働部内で行う審査を経て決定します。
申請に係わる必要書類等	○ものづくり事業化応援補助金事業計画書および収支予算書(正本1部) ○提案者の登記簿謄本(写しで可) ○直近2期分の決算書(写しで可) ○鳥取県が課税する全ての県税(個人県民税および地方消費税を除く。)に未納がないことを証する書類(納税証明書等) ○企業概要の分かる資料(パンフレット等)
支払い方法等	・口座振込

4. 実績・資料等

採択件数、金額	・2010年度:18件、38,562千円 ・2011年度:21件、33,452千円
応募件数	・2010年度:18件 ・2011年度:21件
事業予算規模	・2012年度:86,090千円 ※過年度交付決定分を含む (2012年度交付決定分は56,250千円)
パンフ等の有無	・HPに掲載

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・事業終了時の実績報告 ・年度末(3/31)および中間(9/30)の進捗状況報告
----------	---------------------------------------------

6. 今後の計画・予定等

計画・予定等	
--------	--